



広島県報

号外
第77号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

監査の結果……………
監査委員公表……………

監査委員公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定により、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定によりその結果を公表する。
平成十八年四月十二日

広島県監査委員
同 坪川 直禮
同 高田 義直
同 近高 光義
同 光橋 章則
同 史巳

監査の結果(平成18年3月29日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

県の機関については、地方自治法第199条に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施しました。

また、財政的援助団体等については、地方自治法第199条第7項に基づき、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかを主眼として監査を実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成16年度及び平成17年度の監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査対象機関等

監査対象機関等は、次表のとおり、県の機関が3機関、財政的援助団体等が3団体です。

監査対象機関等一覧表

(1) 県の機関

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島病院	平成18年2月3日	平成18年1月24日 ～25日	実地監査
2	瀬戸田病院	平成18年2月16日	平成18年2月16日	
3	小瀬川ダム管理事務協議会	平成18年3月29日	平成18年2月15日	書面監査

(2) 財政的援助団体等

番号	団体名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島県道路公社	平成18年1月18日	平成18年1月17日 ～18日	実地監査
2	財団法人 県民センター	平成18年2月2日	平成18年2月1日 ～2日	
3	医療法人 緑風会	平成18年3月29日	平成18年2月23日	書面監査

第2 監査の結果

監査の結果は次のとおりです。

【県の機関】

1 広島病院

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・所在地 広島市南区宇品神田一丁目5-54
- ・職員数 787人(平成17年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・診療科 21科(内科, 精神科, 神経科, 循環器科, 小児科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, 心臓血管外科, 小児外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産科, 婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科, 歯科, 歯科口腔外科, 麻酔科)

・病床数 765床(平成17年4月1日現在)

・患者数等の状況(平成16年度)

入		院	外 来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率	延患者数	1日平均患者数
227,483人	623.2人	82.6%	319,988人	1,316.8人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 医業収益(診療収入)において、長期未納(過年度分)のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

・1,895人 80,106,629円(監査日現在確認分)

イ 予定価格(年間予定額)が100万円を超える単価契約による委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約をしているが、見積りは2者から徴取しており、また、業務内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札すべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

・診療録管理業務委託

ウ 委託契約において、設計金額を予定価格として随意契約をしており、契約担当職員が予定価格を定めていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

・診療録管理業務委託

・医療事務等(受付業務、診療報酬請求業務等)業務委託

(3) 付 記

ア 広島病院では、救命救急センター、母子総合医療センター、緩和ケア支援センターを設置するなど、「救急医療」、「母子・周産期医療」、「がん医療」を柱とした高度医療機能の強化に取り組んでいるところであるが、こうした政策医療分野の機能強化に併せて、一般診療分野についても、診療科別の患者や収支の状況などを踏まえた診療科の抜本的な見直しや人件費の抑制を含めて、検討していただきたい。

イ 平成17年3月から休日等時間外診療における概算金預かり制度を導入し、外来患者の時間外診療に係る医業未収金の発生防止に一定の成果が見られるが、入院患者分を含めた医業未収金の長期未納額は、年々増加傾向にあることから、法的措置の検討を含め、より一層実効のあがる対策を講じていただきたい。

ウ 業務委託に当たっては、病院の厳しい経営状況を踏まえて、特にコスト削減を意識して、より経済的・効率的に行う必要がある。

このため、委託しようとするときは、設計金額は実勢価格に沿ったものであるか、契約方法は公正な競争原理が働いているかなどについて、個々の業務ごとに見直しを行った上で委託していただきたい。

2 瀬戸田病院

(1) 機関の概要

・主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供

・所在地 尾道市瀬戸田町中野400

・職員数 44人(平成17年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

・診療科 5科(内科、外科、産婦人科、眼科、リハビリテーション科)

・病床数 50床(平成17年4月1日現在)

・患者数等の状況(平成16年度)

入		院	外 来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率	延患者数	1日平均患者数
11,148人	30.5人	61.0%	41,658人	171.4人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

医業収益(診療収入)において、長期未納(過年度分)のものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

・13人 717,160円(監査日現在確認分)

(3) 付 記

ア 委託契約において、設計金額の積算根拠が明確でないものがあった。委託に際しては、経済性が発揮されるよう、設計金額は実勢価格に沿ったものであるかなど、個々の業務ごとに見直しを行った上で委託していただきたい。

イ 瀬戸田病院の尾道市への地元移管は、「広島県病院事業経営計画(平成17年度～平成21年度)」の「経営健全化の基本方針」に盛り込まれ、現在協議が進められているが、移管を進めるに当たっては、地域住民のニーズや職員への対応等、十分に検討して実施していただきたい。

3 小瀬川ダム管理事務協議会

(1) 協議会の概要

・設置根拠 小瀬川ダムの管理事務等を共同して行うため、広島県と山口県が地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき設置

・主な業務 小瀬川ダムの操作、維持、修繕その他の管理及び小瀬川の管理の連絡調整

・協議会組織 会長及び委員10人(関係県知事の協議により関係県の職員のうちから選任)

・協議会事務所

所在地 広島市中区基町10-52 広島県土木建築部河川砂防総室内
(会長の属する県の事務所内に設置)

職員数 専任職員なし(河川砂防総室職員4人が事務に従事)

・ダム管理事務所

所在地 廿日市市浅原1030-27

職員数 6人(広島県3人、山口県3人)

・小瀬川ダムの概要

種別 多目的ダム(洪水調節、工業用水の供給、発電)

総貯水容量 1,140万 m^3 (有効貯水容量 990万 m^3)

型式等 重力式コンクリートダム、堤高 49m、堤頂長 158m

(2) 監査の結果

【意見】

協議会の財務要綱においては、債権者への支払いは、小切手を振り出し、又は出納員が小切手を現金化して行うものとなっているが、実際には、口座振替払を行っているものがあった。

財務要綱は協議会設置時に定められたままで、長期にわたり改正されておらず、口座振替の普及等に対応できていない状況にある。現実的で合理的な支出方法となるよう、財務要綱を見直す必要がある。

【財政的援助団体等】

1 広島県道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持その他の管理を総合的かつ効率的に行うことにより、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 住所 広島市中区橋本町7-14
- ・ 理事長 坂本 孝之
- ・ 設立 昭和56年3月30日
- ・ 役職員(平成17年11月1日現在)
 - 役員9人(うち常勤4人)
 - 職員37人(非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 広島熊野道路・安芸灘大橋有料道路・尾道大橋有料道路の管理、警固屋・音戸バイパス整備及び(仮称)豊島大橋架橋整備の受託

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成16年度
総収益 A	4,867,099
総費用 B	4,867,099
当期利益 C (A - B)	0
資産合計 D (E + F)	24,498,742
負債合計 E	18,173,742
(うち、特別法上引当金等)	(7,181,792)
資本合計 F	6,325,000
(うち、基本金)	(6,325,000)
(うち、利益剰余金)	(0)

(注) 特別法上引当金等は、償還準備金(毎年の道路事業収支差額の繰入額)と道路事業損失補てん引当金(道路料金収入×100/105×1/10)の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本金6,325,000,000円を全額出捐(平成18年1月18日現在)
 - (所管室 土木建築部道路総室道路総務室)
- (イ) 債務保証(所管室 土木建築部道路総室道路総務室)
 - ・ 債務保証残高 10,418,157,696円(平成17年3月31日現在)
 - ・ 保証の対象 国、公営企業金融公庫、市中銀行からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

【意見】

ア 尾道大橋有料道路新紙幣対策工事として、公社固有の回数券(紙製で11枚綴り及び50枚綴りの10券種)を販売するための特殊な自動販売機的设计・製作及び据え付け工事を行っているが、この工事は工期内に完了していなかった。

これは、製作した自動販売機に予想外の不具合が生じたためとのことであるが、工期の検討を十分に行っていなかったことも一因と認められる。

工事の執行に当たっては、個々の工事ごとに、その特性等を踏まえ、仕様や工期等の契約内容について十

分検討した上で契約するとともに、監督や検査を適切に行う必要がある。

また、この工事の設計金額の積算において、自動販売機の金額は請負者の見積書をもとに算出しているが、積算に当たっては見積書の積算内容を確認するなど、その金額の妥当性について十分に検討する必要がある。

イ 有料道路の取得に要した経費は通行料金収入により賄うこととされているが、尾道大橋有料道路の通行料金収入は当初の計画を下回っており、また、通行料金徴収期間満了時(平成24年度末)においても通行料金収入が管理費、償還金等の支出を下回ることが予測されている。

こうした状況に対応するため、管理経費の一層のコスト縮減を図るとともに、損失が生じた場合の対策を検討すべきである。

(3) 付 記

ア 広島県道路公社は、有料道路の新設、改築、維持、修繕を行うことにより、交通の円滑化、住民福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立された団体である。この目的を達するために経営目標、数値目標、目標達成のための具体的な方策などを定めた中長期経営計画を策定し、それに沿った法人運営を行っていただきたい。

イ 平成15年7月に技術参事を座長とする「コスト縮減検討会」を設置し、警固屋・音戸バイパス整備等受託事業や有料道路の維持管理事業においてコスト縮減に取り組んでいるところであるが、検討会に役員も参加し、そのリーダーシップのもとコスト縮減に取り組んでいただきたい。

ウ 広島県道路公社が保有する余裕金は、平成14年3月にペイオフ対策として定めた運用方針に基づき運用しているが、平成16年度末において、預金から未払金を減じた額は、約15億円となっていることから、中長期的な資金計画に基づき、効率的な資金運用を行っていただきたい。

2 財団法人 県民センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域の文化活動の振興に資する事業を行うことにより、心豊かな潤いのある地域社会づくりに寄与するとともに、地方職員共済組合広島県支部の福祉施設の経営に協力する。
- ・ 住所 広島市中区大手町一丁目5-3
- ・ 理事長 城納 一昭
- ・ 設立 昭和59年11月20日
- ・ 役職員(平成18年1月1日現在)
 - 役員12人(うち常勤3人)
 - 職員24人(非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 広島県民文化センター及び広島県民文化センターふくやまの管理運営及び施設の利用許可の受託
地方職員共済組合広島宿泊所鯉城会館の管理運営の受託

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成16年度
総収入 A	510,992
当期支出合計 B	499,595
次期繰越収支差額 C (A - B)	11,397
資産合計 D (E + F)	180,025
負債合計 E	108,628
正味財産 F	71,397
(うち、基本金)	60,000
(うち、当期正味財産増加額)	68

(注) 総収入は、前期繰越収支差額と当期収入の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 60,000,000円のうち、30,000,000円(50%)を出捐(平成18年2月2日現在)

(所管室 総務企画部管理総室福利室)

(イ) 公の施設の管理委託

・平成16年度委託料 270,529,562円

・平成16年度利用状況

a 施設名 広島県民文化センター(所管室 環境生活部管理総室県民文化室)

利 用 率			使用料徴収額
ホール	練習室	展示室	
71.4%	90.9%	60.3%	77,084,990円

(注) 使用料徴収額には、駐車場等の使用料を含む。

b 施設名 広島県民文化センターふくやま(所管室 環境生活部管理総室県民文化室)

利 用 率			使用料徴収額
ホール	練習室	文化交流室	
57.4%	73.1%	85.2%	31,233,240円

(注) 使用料徴収額には、楽屋等の使用料を含む。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

指摘すべき事項は次のとおりであった。適正な事務処理に努められたい。

ア 公益法人会計基準において、収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならないこととなっているが、

平成16年度の事業費のうち修繕費について、予算を超過して支出していた。

イ 平成17年3月分の社会保険料等について、平成16年度の支出とすべきところ、平成17年度の支出に計上しているものがあつた。

ウ 計算書類において、注記に消費税等の会計処理についての記載がなかった。

【意見】

広島県民文化センターの照明、音響、舞台設備等の保守管理業務と操作業務について、同一業者と複数の委託契約を締結しているが、保守管理業務に当たる職員がホール利用者との連絡や設備操作の総合調整を行うなど、これらの業務は実質的に一体として行われている。このため、業務実態を踏まえ、業務が効率的かつ適正に執行できるよう、仕様を明確にするなど契約内容を見直す必要がある。

(3) 付記

ア 広島県民文化センターの照明、音響、舞台設備等の保守管理業務やエレベーター保守点検業務などについて随意契約により委託しているが、より経済的・効率的に行うため、契約に当たっては競争原理が働くよう、個々の業務ごとに見直しを行った上で委託していただきたい。

また、県民センター総合管理業務委託（センターの設備機器保全業務、清掃業務、保安警備業務等を一括して委託）については、7者を選定し指名競争入札を行っているが、この業務を実施できる業者は多数あることから、一般競争入札を導入するなど競争性の一層の向上を図っていただきたい。

イ 財団法人県民センターは、広島県民文化センター及び広島県民文化センターふくやまの管理運営を県から受託しているが、このうち広島県民文化センターの利用率は低下傾向にある。このため、利用者のニーズや施設の利用実態等を踏まえ、目標利用率の設定を行うとともに目標達成のための具体的な方策を検討し、実行していただきたい。

3 医療法人 緑風会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 病院、精神障害者地域生活支援センター及び精神障害者福祉ホームの運営
- ・住所 呉市阿賀北一丁目14 - 15
- ・理事長 長尾 邦雄
- ・設立年月日 昭和55年4月21日

イ 県の財政的援助等の状況

平成16年度広島県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金（地域生活支援センター、福祉ホーム）を交付（所管室 福祉保健部保健医療総室保健対策室）

- ・交付の目的 精神障害者の社会復帰・社会参加の促進
- ・補助対象経費 当法人の精神障害者社会復帰施設運営に要する人件費等の経費
- ・補助額等

(単位：円)

施設名	補助額	総事業費	補助対象経費	登録（入所）者数	職員数
精神障害者地域生活支援センター・みどりの風	19,095,582	21,391,774	19,095,582	登録者数59人	5人
精神障害者福祉ホームB型・グリーンホーム	18,807,000	25,598,561	21,066,999	入所者数17人	4人

(注) 登録（入所）者数と職員数は平成17年3月末現在

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。